

記録的な豪雨災害に対する河川等災害復旧事業 及び治山・治水対策の推進について

九州部会提出
説明担当 佐伯市

近年、異常気象に起因した集中豪雨が頻発し、各地で大きな災害が発生している。こうした中、本年7月5日から6日にかけて、福岡県と大分県を中心とする九州北部を襲った記録的な豪雨は、日田市及び中津市において、河川の氾濫や土砂災害など深刻な被害をもたらした。とりわけ日田市では、大規模な山林崩壊が発生し、これが原因と考えられる流木によって人的・物的被害は甚大なものとなった。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく被災箇所の原形復旧については、「従前の効用を復旧すること」が基本であり、元どおりの復旧が不適当な場合や困難な場合は、形状、材質、構造など“質的”な改良が災害復旧事業として認められているところである。

しかしながら、現行の河川等災害関連事業の採択基準では、「総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下」などとされており、再度災害の防止に向けた十分な改良工事を行うことが困難な場合がある。実際に今回の豪雨災害においては、流木など様々な要因が重なり、原形復旧箇所が再度被災している。また、記録的な豪雨は、山林が有する水源涵養機能の限度を超過し、立木のまま根こそぎ流失する事態に陥った。

さらに、去る9月17日に九州地方に上陸した台風18号により、大分県においては、過去に経験したことのないような大雨となり、県南地域を中心に河川の氾濫や土砂災害により多くの建物が被災したほか、道路の損壊や橋梁の流失など社会インフラにも甚大な被害を受け、深刻な影響が発生している。

よって、国においては、被災地の状況をよりの確に把握し、下記の事項について、既存の法制等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるとともに、被災地の早期復旧に向けた取組を強化するよう強く要望する。

記

1. 森林の荒廃等が進む中において、自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じていることから、市民が安心して暮らせるよう、災害に強い林地とするための治山・森林整備事業を更に強力に推進すること。

2. 被災していない箇所を含む一連区間において、川幅を拡げたり堤防の嵩上げを行うなど、再度の災害を防止する観点から施設機能の強化等を図る「改良復旧事業」の採択基準を緩和すること。
3. 台風18号に係る災害について「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害として指定すること。
4. 被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、復旧事業に対する十分な予算を確保すること。